

◎食料供給困難事態対策法

(令和六年六月二一日法律第六一号)

一、提案理由（令和六年四月二五日・衆議院農林水産委員会）

○坂本国務大臣 食料供給困難事態対策法案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

現下の情勢として、世界人口の増加に伴い食料需要が増大する一方で、気候変動に伴う世界的な食料生産の不安定化、家畜の伝染性疾病又は植物病虫害の蔓延、国際的な物流の途絶等、世界の食料供給が不安定化することに伴い、我が国においても大幅な食料の供給不足が発生するリスクが増大しております。

このため、食料の供給不足の兆候の段階から政府が一体となり総合的に対策を実施することにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に支障が生ずる事態の発生をできるだけ回避し、又はこれらの事態が国民生活及び国民経済に及ぼす支障が最小となるようにすることが重要です。

このため、平時から、食料供給困難事態が発生した際の対策について基本方針を作成するとともに、食料の供給不足の兆候の段階において食料供給困難事態対策本部を設置し、事態の進展に応じて、事業者に対する食料の供給確保のための取組の要請等の食料供給困難事態対策を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして、御説明申し上げます。

まず第一に、報告徴収についてであります。

主務大臣は、特定食料又は特定資材の国内の需給状況を把握するため、特定食料又は特定資材の出荷、販売、輸入、生産又は製造の事業を行う者、これらの者の組織する団体等に対し、報告を求めることができるものとしております。

第二に、基本方針についてであります。

政府は、食料供給困難事態対策を総合的かつ一体的に実施するため、食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針を定めるものとしております。

第三に、食料供給困難事態対策本部であります。

内閣総理大臣は、農林水産大臣からの食料供給困難兆候に関する報告があった場合において、食料供給困難事態の発生を未然に防ぐため必要があると認めるときは、閣議において、臨時に内閣に食料供給困難事態対策本部を設置することを決定することとし、また、本部は食料供給困難事態対策の実施方針を定めるとともに、事態の進展に応じて、食料供給困難事態である旨等の公示を行うこととしております。

第四に、食料供給困難事態対策についてであります。

主務大臣は、食料供給困難事態の発生を未然に防止し、又は食料供給困難事態を解消するため、事態の進展に応じて、措置対象特定食料等の出荷若しくは販売の調整又は輸入、生産若しくは製造を促進するよう事業者に対する要請や計画作成の指示等を行うことができることとしております。

また、国は、要請に応じて食料の供給確保の取組を行う事業者に対して財政上の措置等を行うこととしております。

……………（略）……………

以上が、これらの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告（令和六年五月二三日）

○野中厚君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、食料供給困難事態対策法案は、米穀、小麦、大豆その他の国民の食生活上又は国民経済上重要な食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高い事態に対応するため、食料供給困難事態対策本部の設置、当該食料等の安定供給の確保のための輸入若しくは生産の促進又は出荷の調整の要請等の措置を定めるものであります。

……………（略）……………

三法律案は、去る四月二十四日本委員会に付託され、翌二十五日、坂本農林水産大臣から趣旨の説明を聴取した後、質疑に入り、五月九日には参考人から意見を聴取し、二十日には埼玉県において視察を行うなど慎重に審査を行い、二十一日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、食料供給困難事態対策法案に対し、立憲民主党・無所属及び有志の会の共同提案に係る修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、三法律案及び修正案について討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は否決され、食料供給困難事態対策法案及び食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律案は全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和六年五月二一日）

世界人口の増加に伴い食料需要が増大する一方で、気候変動に伴う世界的な食料生産の不安定化等、世界の食料供給が不安定化することに伴い、我が国においても大幅な食料の供給不足が発生するリスクが増大していることから、政府が一体となり総合的に対策を実施することにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に支障が生ずる事態の発生をできるだけ回避し、又はこれらの事態が国民生活及び国民経済に及ぼす支障が最小となるようにすることが重要である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 食料供給困難事態の未然防止を図るため、我が国農林水産業の生産基盤の強化に向けた平素の取組の充実に努めること。
 - 二 食料の輸入については、不測時に備えた平時からの取組が重要であることを踏まえ、輸入相手国との連携強化のための政府間対話等の実施に一層努めること。
 - 三 備蓄による対応は、国内生産量や輸入量が不足する場合の、初動的かつ即効性・確実性のある供給確保対策であることを踏まえ、特定食料等の備蓄に関して検討を行い、基本方針に適切に反映させるとともに、その他所要の措置を講ずるよう努めること。
 - 四 不測時において国民に必要な食料を供給するため、スイスにおける食料安全保障の状況のシミュレーションや評価のための意思決定支援システムを参考にして、生産する品目や作付農地などのシミュレーションを行う仕組みを構築すること。
 - 五 食料供給困難事態の発生等の公示に当たっては、国会に速やかに報告するとともに、国民生活及び国民経済に混乱が生ずることのないよう、国民に対し丁寧に説明すること。
 - 六 関係省庁が適切に役割分担するとともに相互に連携協力し、政府一丸となって食料供給困難事態対策を講ずること。
 - 七 計画届出の指示については、真に必要な者及び場合に限るなど、適切かつ慎重な運用に努めること。
 - 八 計画変更の指示に従わなかった場合等の公表については、公表された者が誹謗や中傷を受けるおそれがあることを踏まえ、適切かつ慎重な運用に努めること。また、公表措置の対象とならない「正当な理由」が認められる場合について、具体的な事例を挙げながら関係者にわかりやすく示すこと。
 - 九 食料供給困難事態が発生した際の対策その他の本法に基づく措置について、生産者を始めとする全ての関係者に対して、その目的及び内容について十分周知すること。
- 右決議する。

三、参議院農林水産委員長報告（令和六年六月一四日）

○滝波宏文君 ただいま議題となりました三法案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、食料困難事態法案は、食料供給が困難な事態等において対策本部の設置等、重要な食料等の安定供給対策を講じようとするものです。

……………（略）……………

委員会におきましては、三法案を一括して議題とし、参考人を招致してその意見を聴取したほか、茨城県で現地視察を行うとともに、食料安全保障における国内生産強化の重要性、農地確保と地域開発の調整の在り方、スマート農業促進のための環境整備等について質疑が行われました。

質疑を終局した後、討論に入りましたところ、立憲民主・社民を代表して田名部委員

より食料困難事態法案に反対、国民民主党・新緑風会を代表して舟山理事より食料困難事態法案に反対、農振法等改正案及びスマート農業促進法案に賛成、日本共産党を代表して紙委員より食料困難事態法案及び農振法等改正案に反対、スマート農業促進法案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

順次採決の結果、食料困難事態法案及び農振法等改正案は多数をもって、スマート農業促進法案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和六年六月一三日）

世界人口の増加に伴い食料需要が増大する一方で、気候変動に伴う世界的な食料生産の不安定化等、世界の食料供給が不安定化することに伴い、我が国においても大幅な食料の供給不足が発生するリスクが増大していることから、政府が一体となり総合的に対策を実施することにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に支障が生ずる事態の発生をできるだけ回避し、又はこれらの事態が国民生活及び国民経済に及ぼす支障が最小となるようにすることが重要である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 食料供給困難事態の未然防止を図るため、まずは国内の農業生産の増大を図り、食料自給率の向上に努め、我が国農林水産業の生産基盤の強化に向けた平素の取組の充実に努めること。また、日本の風土に適し連作障害もなく生産性も高い稲作が不測の事態において有する重要な役割に鑑み、需要に応じた生産を進めつつ、米穀の安定的な供給のため水田機能を維持すること。
- 二 食料の輸入については、不測時に備えた平時からの取組が重要であることを踏まえ、輸入相手国との連携強化のための政府間対話等の実施に一層努めること。
- 三 備蓄による対応は、国内生産量や輸入量が不足する場合の、初動的かつ即効性・確実性のある供給確保対策であることを踏まえ、特定食料等の備蓄に関して検討を行い、基本方針に適切に反映させるとともに、その他所要の措置を講ずるよう努めること。
- 四 不測時において国民に必要な食料を供給するため、スイスにおける食料安全保障の状況のシミュレーションや評価のための意思決定支援システムを参考にして、不測時の対応を迅速かつ円滑に行うことができるよう生産する品目や作付農地などのシミュレーションを行う仕組みを構築し、必要な生産の促進が円滑に行われるよう広く議論を行って、あらかじめ準備すること。
- 五 食料供給困難事態の発生等の公示に当たっては、国会に速やかに報告するとともに、国民生活及び国民経済に混乱が生ずることのないよう、国民に対し丁寧に説明すること。
- 六 関係省庁が適切に役割分担するとともに相互に連携協力し、政府一丸となって食料

供給困難事態対策を講ずること。

七 計画届出の指示については、真に必要な者及び場合に限るなど、適切かつ慎重な運用に努めること。特に、規模の小さい家族経営などの生産業者に関しては、負担が大きいことに留意しつつ、指示を出す規模等の考え方を明確化すること。

八 計画変更の指示に従わなかった場合等の公表については、公表された者が誹謗や中傷を受けるおそれがあることを踏まえ、適切かつ慎重な運用に努めること。また、公表措置の対象とならない「正当な理由」が認められる場合について、具体的な事例を挙げながら関係者にわかりやすく示すこと。

九 食料供給困難事態が発生した際の対策その他の本法に基づく措置について、広く議論を行って、生産者を始めとする全ての関係者に対して、その目的及び内容について十分周知すること。

右決議する。